

社会保険労務士（社労士）による

出張授業のご案内

大阪府社会保険労務士会
学校教育特別部会

1. 出張授業の目的

当会の「出張授業」は、近い将来社会に巣立っていかれる生徒・学生の皆様方に、よりよい社会生活を送っていただくため、複雑な社会保障制度のしくみ、労働に関する法律について、そして、社会人としての心構えを身につけていただけるよう、労働・社会保険・労務管理の専門家である私達「社会保険労務士（社労士）」が社会貢献活動の一環として直接学校現場に赴き、わかりやすくお話をさせていただくものです。

2. 当会の出張授業の実績

平成16（2004）年よりこの「出張授業」を開始し今年で「12年目」となりますが、皆様にご利用いただき、この3月末時点で「のべ22,045名」の生徒・学生の皆様にお伝えすることができました。

出張授業で訪問させていただいた学校の先生からは「保護者や教員以外の人から『働く』ことについての話を聞くということも生徒達には貴重な経験であり、今後、何か困ったときには、『相談する』という選択肢のあることを彼らが知ることができて、本当に良かった」というご感想を頂戴しています。

3. 出張授業の内容等

（1）出張授業の内容について

出張授業の内容については、事前に担当の先生方と打合せを行い、学校のご要望等をお伺いした上で、出来る限り対応致します。

授業例としては、次ページ記載の内容が中心ですが、これ以外の内容については事前にご相談ください。

(授業例)

- ・ 給与明細書からみた社会保障制度について
- ・ 給与明細書からみた労働基準法
- ・ 「労働契約」って何？
- ・ 労災保険、雇用保険って何？
- ・ 「働く」ということについて
- ・ 社会人として大切なこと（身につけておいてもらいたいこと）
- ・ 20歳になったら国民年金？
- ・ 困ったときは専門家や専門機関に相談しよう など

(2) 出張授業の時間と形式について

出張授業の時間については、学校のご要望に応じて、50分、90分...などさまざまなケースに対応致します。

授業形式については、体育館（講堂）や視聴覚教室等での1学年集合形式、また、それを数回に分けて実施する形式、学級単位で実施する形式、学級単位で複数回（2～3回）による実施形式、就職内定者（対象者）を集めて実施する形式等、出来る限り各校のご要望に対応致します（少人数でも対応します）。ただし、講師の手配等により、出張授業の時間数などに調整が必要な場合には、事前にご相談致します。

(3) 教材（使用テキスト（プリント）、レジュメなど）について

事前打合せの際に出張授業の内容をご決定いただき、その後、当会で作成するオリジナルテキスト（プリント）、レジュメ、そして、パワーポイント等を準備致します。内容によっては、当会オリジナルシナリオの「寸劇」や「クイズ」も入っています。これらは、過去、出張授業を実施した際に講師から寄せられた意見と経験、そして、我々「社会保険労務士（社労士）」が日々直面している業務上での出来事を基に作成したものです。

授業終了前には、5分程度の簡単なアンケートを実施し、それによって、生徒・学生の皆様はもとより、先生方に授業を振り返っていただくことも可能です。

出張授業実施に際して、パソコン（パワーポイントで作成した教材）、マイクなどの使用をご希望される場合は、事前打ち合わせの際にお伺い致します。

上記教材（原稿など）については当会で作成致しますが、必要部数の印刷等のご準備については、お手数ですが学校側をお願いしています。

(4) 実施時期について

実施時期のご要望をお伺いした上で、当会所属の社会保険労務士（社労士）を配置し、派遣致します。なお、当会の行事予定等により、実施時期の変更をお願いする場合もございますので、予めご了承ください。

(5) 講師料（講演料）等について

この出張授業は、当会の社会貢献活動の一環として行っているものですから、講師料（講演料）、交通費についてはご負担いただく必要はございません。

(6) 出張授業実施までのスケジュール

- ① 各校より当会事務局に出張授業のご依頼をいただいた後、
当会担当者よりご担当の先生にご連絡を致します。
- ② 事前打ち合わせの日程を決定していただきます。
- ③ ご担当の先生と当会担当者による事前打ち合わせを実施します。
- ④ 当会担当者による指導案、教材等をご担当の先生にご連絡致します。
- ⑤ 当会所属の社会保険労務士（社労士）による出張授業を実施します。

(7) ご依頼の時期について

出張授業のご依頼につきましては、講師配置等の関係上、実施希望日の遅くとも「2ヶ月前まで」に、当会あてにご連絡をお願い致します。（実施日時につきましてはご希望に添えない場合もございますが、その際はご相談させていただきます。）

4. お問い合わせ先

「出張授業」に関するお問い合わせ、ご依頼等につきましては、下記、当会事務局までご連絡をお願い致します。

大阪府社会保険労務士会 事務局 「出張授業担当係」

〒530-0043

大阪府大阪市北区天満2丁目1番30号

大阪府社会保険労務士会館

TEL 06-4800-8188 FAX 06-4800-8177

※ 受付時間帯は「平日 午前9時～午後5時30分」となっております。

※ 大阪府社会保険労務士会館は、地下鉄・京阪「天満橋駅」より徒歩5分です。

(201606)